

庁舎整備だより

庁舎整備準備室 0632481

第2号



庁舎整備検討委員会の会議

今回は、「事業規模(概算事業費)」と「庁舎の整備方法」について、検討内容や考え方などをお知らせします。

庁舎の事業規模 (概算事業費)

新庁舎の整備方法などにより算定額は変わりますが、適切な規模で整備を行い、事業費の低コスト化に努めます。

(1) 事業費算定の考え方

概算事業費は、他市の建設費を参考にした新庁舎の建物本体工事費に、想定されるその他の整備費を加えて算出します。

① 建物本体工事費

新庁舎の想定必要床面積を約15,000m²として、県内先進市の本体工事費の建築単価平均値である「33・5万円/m²」を参考に算出すると、約50億2,500万円になります。

② その他の整備費

旧庁舎の解体費や仮設庁舎費、駐車場整備費、ネットワーク整備費などのさまざまな費用が想定されます。

新庁舎整備
事業費は
約60億円程度を
上限と想定します

② その他の整備費

- ・旧庁舎解体費
- ・仮設庁舎費
- ・外構および駐車場整備費
- ・設計費および各種調査費など

合計想定額 約10億円

① 建物本体工事費

新庁舎の想定 応県内先進市の
必要床面積 建築単価(平均)
約15,000m² × 33.5万円/m²

想定額 約50億2,500万円

+

② 庁舎建設基金の利用
市は「財政健全化推進計画」により、市債借入の抑制に努めています。特に「建設事業債」については、5年間の発行額の上限を「100億円、年平均20億円以内」とするなど、健全な財政運営を行っています。

この「財政健全化推進計画」範囲内の調整により、市の財政は「厳しい財政状況の中でも運営可能な水準」を維持できると考えられます。

(2) 財源の検討
主な財源については、「合併特例債」および「庁舎建設のための基金」の活用が考えられます。

① 合併特例債の活用
鹿沼市は平成18年1月1日に「旧栗野町と合併したことにより、「合併特例債」を活用できます。市町村建設計画「かぬま・あわの新市まちづくりプラン」に基づく市町村が使用できる市債(借金)です。交付税措置として国税で補われた事業に係る経費の95%まで借り入れることができます。また、返済額の70%が普通交付税措置として国税で補われた事業費の負担が軽減されます。鹿沼市の場合、32年度まで活用できる予定です。

